

本号の掲載記事

- トピック 人事労務 「改正公益通報者保護法対応とハラスメント防止体制整備義務を踏まえた通報・相談制度の整備」
弁護士 安田健一
- 連載 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し「第6回 民法等の改正 その4」
弁護士 松尾洋輔
- トピック 金融法務 「資金決済法等の改正案について」
弁護士 柳勝久
- 連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について
「第9回 担保の目的である財産に係る費用の負担 / 倒産法上の否認 / 倒産法上の担保権消滅許可制度の適用」
弁護士 小関伸吾 弁護士 高橋誉幸
- 近時の実務話題&裁判例レビュー
弁護士 大川治

トピック 人事労務

改正公益通報者保護法対応とハラスメント防止体制整備義務を踏まえた
通報・相談制度の整備



弁護士 安田 健一

1 はじめに

当事務所ニュースレターにて¹解説しましたとおり、2022年6月1日より、改正公益通報者保護法が施行されます。改正法では、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者に対し、同法が定める公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等の義務が課せられ、その中には通報窓口の設置義務が含まれます。

一方、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、そして妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（以下「マタハラ等」といいます。）についてもそれぞれ、事業主には相談体制の整備が義務付けられています。

このように、事業者には、複数の根拠法に基づいて、従業員が「声をあげる」ための制度構築が義務付けられることとなります。本稿では、これらの内部通報・相談制度について、今一度法律上の義務の要点を確認するとともに、当事務所の弁護士が様々な組織における通報・相談制度の構築や見直しをサポートしてきた経験や、内部通報制度の外部窓口を務めてきた知見を踏まえ、さらに一歩進んだあるべき制度やその運用について触れることとします。

2 改正公益通報者保護法上の要求を満たす内部
公益通報に対する対応業務の制度

改正公益通報者保護法11条2項では、同法が定義する内部公益通報について、「公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。」と、定めています。

また、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年8月20日内閣府告示第118号）」及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）」の解説²では、通報対応業務（通報を受け、必要な調査と是正措置を行う業務）について以下の点を要求しています。

- ① 内部通報制度は部門横断的なものであること
- ② 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置をとること
- ③ 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置をとること

上記のうち②は、組織の長や幹部が関与している事案につ

いての通報が行われた場合に、これらの者から独立した体制で通報に対応することを意味します。また、③は、通報対象事実の関係者自身に通報への対応をさせないことを意味します。

3 各種ハラスメント法制上の義務を満たす「相談」制度

事業主によるハラスメント防止対策は、それぞれ以下の法律によって義務付けられています。また、事業主の義務を具体化するために、厚生労働省指針が定められています。

【パワーハラスメント防止対策】

法律：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 30 条の 2

指針：事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）

【セクシュアルハラスメント防止対策】

法律：男女雇用機会均等法 11 条

指針：事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）

【マタハラ等防止対策】

法律：男女雇用機会均等法 11 条

指針：事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 28 年厚生労働省告示第 312 号）

上記それぞれのハラスメント防止対策の一環として、事業主には、ハラスメントに関する相談に応じ、適切に対応するために、窓口設置を含めた必要な体制を整備して、従業員に周知することが求められています。また、窓口担当者が適切に対応できるようマニュアルや研修を整備すること、通報があった際に事実関係を迅速かつ正確に確認すること、ハラスメントの事実が確認された場合速やかに被害者のための措置を行うとともに、行為者に対する措置と再発防止のための措置を講じること等が義務付けられています。

4 もう一步先へ

(1) 制度設計

ア 統一制度の検討

公益通報を含む「内部通報」の制度とハラスメントの「相談」の制度を別々に設けている会社の例もありますが、窓口が複数あると、従業員が通報先に迷ってしまうかもしれません。また、ハラスメント行為も極端なものになれば刑法犯となり、公益通報者保護法の対象行為に該当しますので、内部通報制度の対象行為とハラスメント行為は明確に切り分けられるもので

もありません。そのため、内部通報の制度とハラスメント相談制度を統合し、統一的に処理をすることが考えられます。改正公益通報者保護法においては、常時使用する労働者の数が 300 人を超える事業者は、内部通報対応業務に従事して一定の要件を満たす者である「従事者」²を指定する必要があります。この場合、統合された窓口の受付担当者について、従事者としての指定を行うことになるでしょう。

また、複数の会社によって企業グループが形成されている場合は、グループ全体で統一した窓口を設置し、どの会社の従業員による案件についても管理部門のマンパワーが豊富なグループ中核企業において対応をすることも考えられます。グループ内の小規模な会社においては、対応のためのマンパワーが不足しているのみならず、当該会社内で通報をするとすぐに通報の事実が社内で広まったり通報者が特定されたりするのではないかと懸念から、従業員が通報を控えてしまう可能性があります。

イ 複数ルートでの対応と、そのための外部「窓口」の活用

上記のとおり、改正公益通報者保護法の指針及びその解説では、「組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置をとること」「公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置をとること」が求められていますが、これらを満たすような、複数ルートで対応をする制度を整備できている企業は、特に中小企業の場合、多くありません。

そこで、法律事務所等の外部機関に通報の窓口業務を委託しつつ、経営幹部の関与が疑われる等外部窓口が通常ルートによる処理が不適切だと判断した場合、社外取締役や監査役会等に報告し、対応を検討するルートを設置することが考えられます（後図 1 参照）。

ハラスメントに関する指針では明記されていませんが、ハラスメントの相談窓口についても、このような複数ルートによる対応が望ましいでしょう。

(2) 実際の運用

ア 積極的な発信や情報収集

窓口を設置しても、会社の側が積極的な動きを何も実施しなければ、数年にわたり通報が行われず、会社が不祥事の端緒を掴むこともできないといったことにもなりかねません。

従業員に内部通報制度の存在や通報の方法、通報者が保護されることを認識してもらうためには、社内の表示や研修等、積極的な情報発信が不可欠です。また、従業員が安心して通報するかどうかが検討できる環境も必要です。例えば、通報先の電話番号が、人通りの多いところに貼られたポスターにしか記載されていなければ、従業員は周りの目を気にして、ポスターの前で立ち止まることや、電話番号のメモを取ることをためらうかもしれません。従業員全員に通報先が記載されたカー

ドを配る等、「一人きりで検討ができる」と従業員が確信できる状態を確保してあげるべきです。

加えて、会社から定期的に、コンプライアンス違反やハラスメント等に関するアンケートを実施することも有用です。アンケートにおいて被害等の申告がされる場合もありますし、アンケートの中で通報窓口について触れることで、通報窓口の存在のアピールにもなります。

イ「文化」と「信頼」の醸成

残念ながら、整った通報・相談制度を有している大企業でも、制度が機能せず、長年にわたって不祥事が繰り返されていたといった事例が相次いでいます。形式だけが整えられた仏作って魂入れずの状態を避けるためには、①問題行動については声を上げるべきだという文化と②通報者が守られ、会社が問題改善のために動いてくれる通報・相談制度への信頼が必要です。

こういった文化と信頼の醸成のためには、組織のトップの主導が不可欠です。ここでいうトップの主導とは、トップメッセージを作成し、公表するという形式面だけではなく、トップが「本気」でコンプライアンス重視の価値観を持ち、常にその価値観に沿った言動を行うということを意味します。

また、通報・相談制度に対する信頼の最も大きなベースになるのは、内部通報制度が適切に機能することそのものです。実際の通報・相談に対して、通報者・相談者を守りながら、迅速かつ適切に問題を解決すること、そして、適切な範囲で結果を社内公表すること、これを繰り返すことによって制度への信頼が醸成されていきます。

5 最後に

以上のとおり、駆け足になりましたが、各制度の内容や留意点についてご紹介しました。適切な通報・相談制度を構築し、運用をしていくことは容易ではなく、私達もクライアントの事情にあわせて、二人三脚のサポートを提供しています。本稿が、あらためて自社の通報・相談制度を見つめ直すきっかけになれば幸いですし、もし当事務所でお手伝いできそうなことがありましたら、いつでもお気軽にお声がけください。

(注)

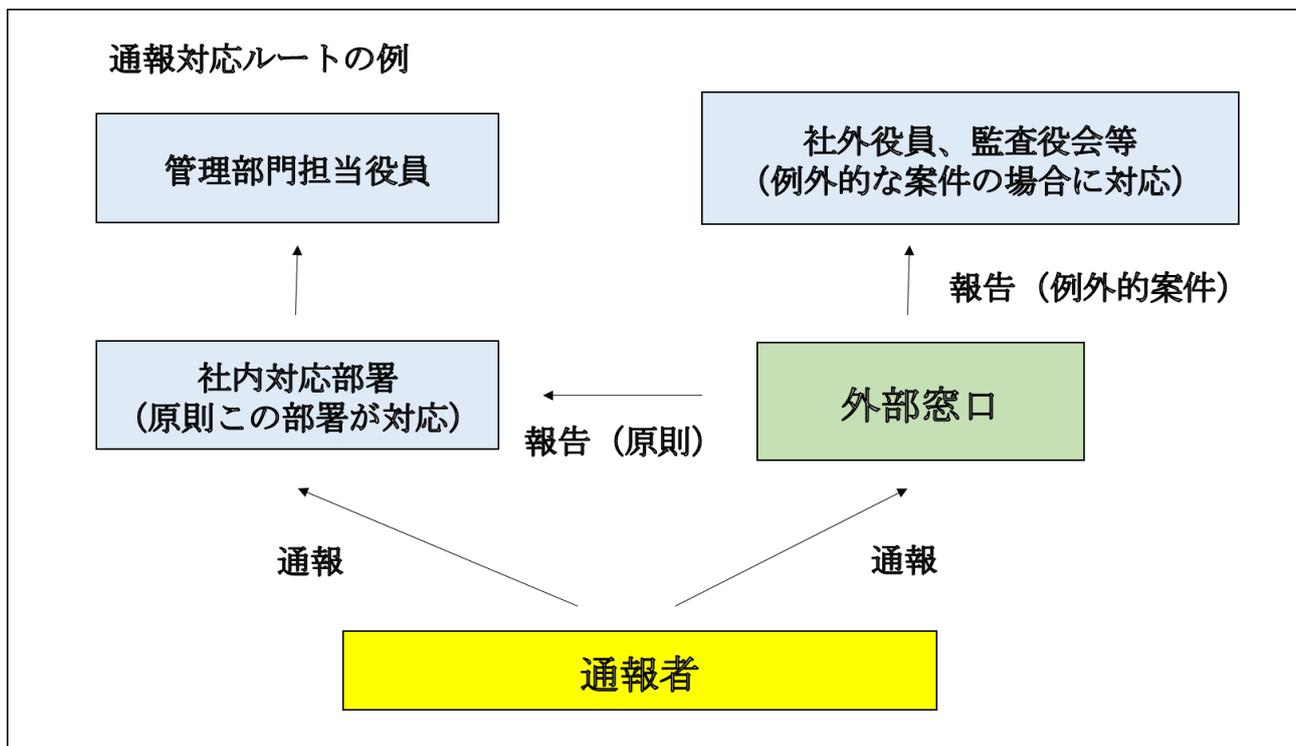
1 堂島法律事務所 News Letter Vol.5 (2021年10月)、富山聡子弁護士執筆「内部通報制度について」

<https://www.dojima.gr.jp/cms/wp-content/uploads/DojimaNewsLetterVol05.pdf>

2 詳細は上記「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」第3、1参照

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research/cms210_20210819_02.pdf

図1



改正公益通報者保護法に対応した従事者向けマニュアルの策定や 従事者・役職員向け研修のご提案



弁護士 横瀬 大輝

改正公益通報者保護法 12 条では、従事者及び従事者であった者が刑事罰付きの守秘義務（従事者守秘義務）を負うとされました。

会社が内部公益通報に基づく調査業務や是正措置業務を行う場合、普段は内部公益通報対応に関与していない役職員を、個別に従事者として指定することがありえます。このような場合に備え、従事者守秘義務などについて簡潔にまとめたマニュアルを予め用意しておき、個別に従事者として指定される役職員に、自身が負う従事者守秘義務の内容などについて理解をしてもらうように努めることが望ましいでしょう。マニュアルの内容としては、従事者守秘義務の内容、通報者を特定させる事項の意義・具体例、「正当な理由」の意義・具体例などを盛り込むことが考えられます。

また、指針では、従事者向けには特にしっかりと研修を行うことが求められています。気をつけなければいけない点としては、指針が求めている研修対象は、「従事者だけではない」という点です。

すなわち、職制上のレポーティングラインにおける報告についても「内部公益通報」に該当することはあり得るところ、そのような報告を受けた上司等も、従事者指定義務を負わないまでも、内部公益通報対応体制整備義務の一環として、範囲外共有等を防止すること等が求められています。そのため、事業者としては、従事者に対して十分な研修を実施することはもちろんのこと、通常業務としては内部通報や調査業務などとは関係性が薄い役職員に対しても、「もし内部公益通報に該当するような相談を受けた場合にどのように対処すればよいのか」、という点などについて予め研修しておくことが重要となります。

当事務所では、従事者向けの簡潔なマニュアル・ハンドブックなどの作成を承っています。また、改正公益通報者保護法や、内部通報への対応業務全般について、従事者向けの研修はもちろんのこと、幅広い役職員向けの研修も承っています。もし当事務所でお手伝いできそうなことがありましたら、いつでもお気軽にお声がけください。

改正公益通報者保護法等に関する近時の論稿のご紹介

●経営陣から独立した通報窓口のポイント

著者：横瀬大輝

掲載誌：経理情報（中央経済社）・No. 1640（2022年4月）

●「改正公益通報者保護法・消費者庁指針を踏まえた実務対応」

著者：横瀬大輝（共著）

掲載誌：金融法務事情（きんぎい）・2181号（2022年3月）

●迫る改正法施行◎最新・内部通報システム動向と実務ポイント

著者：横瀬大輝（共著）

掲載誌：リスクマネジメント TODAY（リスクマネジメント協会）・130号（2022年1月）

第6回 民法等の改正 その4



弁護士 松尾 洋輔

1 既存の財産管理制度の見直し

前回 (Vol.10) ご紹介したとおり、所有者不明土地・建物管理制度と管理不全土地・建物管理制度という新しい財産管理制度が改正により設けられましたが、既存の財産管理制度についても、使い勝手を向上させるための細かい改正がなされています。

2 相続人不存在の相続財産の清算手続の見直し

相続人の存在が明らかでない相続財産を清算するには、相続財産管理人制度 (民法 952 I) を利用する必要がありますが、現行制度では、利害関係人による申立ての後、①相続財産管理人の選任の公告 (2 か月)、②相続債権者等に対する請求申出の公告 (2 か月以上)、③相続人搜索の公告 (6 か月以上) を順に行うことが要求されており、権利関係の確定に最低でも 10 か月を要する実務となっています。

手続が長期化し、必要以上に重くなっているため、改正民法では、同制度の使い勝手を高める観点から、①と③の公告を統合して同時に行うとともに、これと平行して②の公告を行うことを可能にしました (新民法 952 II、957 I)。これにより、必要な公告期間が 6 か月に短縮されました。

また、現行民法 952 条に基づく相続財産管理人は、相続財産の清算を職務内容とするものであることから、改正民法では相続財産の「清算人」にあらためられます。

なお、改正民法の施行日である令和 5 年 4 月 1 日以降に選任されたケースについて改正民法が適用されます。

3 相続財産の保存のための相続財産管理制度の見直し

現行民法では、相続財産が相続人によって管理されないケースに対応するために、家庭裁判所が相続財産管理人を選任するなど相続財産の保存に必要な処分をすることができる仕組みを、①相続人が相続の承認又は放棄をするまで (民法 918 II)、②限定承認がされた後 (民法 926 II)、③相続の放棄後次順位者への引継ぎ前 (民法 940 II) と段階別に設けていますが、A) 共同相続人による遺産共有状態であるケースや B) 相続人がいるか明らかでないケースに対応する仕組みがありません。

そこで、改正民法では、相続開始後、いつでも家庭裁判所が相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分ができる包括的な制度に改められました (新民法 897 の 2)。

4 相続の放棄をした者の管理義務の明確化

相続財産の取得を望まない相続人は、相続放棄を行うことができますが、現行民法では、相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、相続財産の管理を継続する義務を負います (民法 940 I)。

しかし、相続放棄をするくらいですから、相続財産について縁もゆかりもないという場合も珍しくありません。相続放棄をした者にとって、見たこともない相続物件の管理を強いられることが過剰な負担となることもありました。

そこで、改正民法では、放棄の時に現に占有している相続財産について、相続人 (または相続財産の清算人) に対して財産を引き渡すまでの間、当該財産を保存すればよいこととなりました (新民法 940 I)。

5 不在者の財産の管理の合理化

現行民法では、従来の住所又は居所を去った者 (不在者) がその財産の管理人を置かなかつたときに、家庭裁判所が財産管理人の選任を含む必要な処分を命ずることができることとされています (民法 25 I)。

財産の管理の必要性や財産の価値に比して管理の費用が不相当に高額となった場合など、管理の継続が相当でなくなったときは、不在者財産管理人選任の取消審判がなされますが (家事事件手続法 147)、管理対象財産として、現金や預金債権のみが残っている場合に取消の審判がされるのかが明らかでなく、仮に管理を終えられないとすると、事件が滞留するほか、結局管理コストが管理財産から支出される結果、かえって不在者の不利益になるという不都合が指摘されていました。

そこで、改正家事事件手続法では、不在者財産管理人による供託制度を新設し (同法 146 の 2)、財産の管理、処分等により生じた金銭を不在者のために供託することができるようになりました。

資金決済法等の改正案について



弁護士 柳 勝久

2022年1月11日、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」の報告書（以下「本報告書」といいます。）¹が公表され、これを受け、同年3月4日、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が、第208回通常国会に提出されました²（以下、同改正案を「本改正案」といい、改正後の各法律を、「改正後資金決済法」、「改正後銀行法」などと呼称します。）。

本改正案では、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度を構築するための制度として、①電子決済手段等への対応、②銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応、③高額電子移転可能型前払式支払手段への対応の3点に係る改正が盛り込まれています。本ニュースレターでは、特に①電子決済手段等への対応について、本報告書や従前の議論等を踏まえつつ、本改正案の概要を解説します。

1 議論の背景等

(1) 議論の背景

分散台帳（ブロックチェーン技術）の発展に伴い、送金・決済分野において、法定通貨と価値の連動等を指す「ステーブルコイン」を用いた取引が、米国等において急拡大しています。分散台帳の活用等により、複数の主体において同一の台帳を共有することが可能になることから、こうしたステーブルコインは、従来型の中央集権的な資金決済制度の枠組みとは異なり、ステーブルコインを発行、償還する主体（発行者）と、これを移転・管理する主体（仲介者）が分離しているという特徴を有しています。もっとも、日本では、このような特徴を有するステーブルコインに対する法的規律も存在しないこともあり、ステーブルコインの流通は、ほとんどないというのが実情でした。

こうした中、2021年11月17日公表の「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」の中間論点整理（以下「中間論点整理」といいます。）において、決済手段に係るデジタル化促進の観点から、ステーブルコインに係る法整備の必要性が示され、本報告書の取り纏め、本改正案へと繋がっています。

(2) 本報告書で示されている利用者保護の仕組み

上記のような発行者と仲介者の分離という特徴を踏まえ、本報告書では、対象とするステーブルコイン（法定通貨の価値との連動を前提とする、デジタルマネー類似型のステーブルコイン）について、発行者又は仲介者の破綻時を含め、利用者の発行者に対する償還請求権の保護の要請を満たす仕組み（以下、「本仕組み」といいます。）として、以下の考え方が示されています³。

① 預金を用いた仕組み

銀行の口座振替時における預金債権の発生、消滅についての現行実務を前提としたものとして、銀行から代理権を付与された仲介者が、個々の利用者の持分を管理し、振り替える仕組み（発行者である銀行は総額のみを管理）

→ 現行の預金保険制度における取扱いと同様、発行者である銀行の破綻時には、一般預金等又は決済用預金として保護されると解される。

② 未達債務を用いた仕組み

資金移動業者の未達債務について、資金移動業者から代理権を付与された仲介者が、個々の利用者の持分を管理し、振り替える仕組み（発行者である資金移動業者は総額のみを管理）

→ 発行会社である資金移動業者の破綻時には、供託等によって利用者資産が保全されると解される。

③ 信託受益権を用いた仕組み

信託法制が適用されるものとして、受益証券発行信託において、銀行に対する要求払預金を信託財産として信託受益権を仲介者が販売・移転する仕組み

→ 発行会社である信託会社の破綻時には、信託により利用者資産は倒産隔離されていると解される。

(3) 海外ステーブルコインの取扱いについて

なお、現在、世界で広く発行、流通されているデジタルマネー類似型のステーブルコインは、パーミッションレス型のものであって、誰でも仲介者となることが可能な設計、仕様となっているようです。これに対し、本仕組みは、発行者と仲介者

との間で、一定の契約関係が存在することを前提としていません（また、後述のとおり、電子決済手段等取引業者、電子決済取扱業者は、発行者との間で、契約締結義務を負うこととされています。）。本報告書においても、「現在米国で流通しているステーブルコインについては、・・・取引実態を前提とすると、我が国の法制では、仲介者破綻時に利用者が発行者に対する償還請求権を円滑に行使できるとは言えないと考えられる。」といった指摘がされています⁴。

海外ステーブルコインの取扱いについては、今後制定される予定の内閣府令等も踏まえ、さらに検討を要するものと思われるが、現在の議論等を見る限り、日本国内で海外ステーブルコインを取り扱うことは、困難な状況にあると思われます。

2 電子決済手段

以上のような議論、考え方を前提に、本改正案では、「電子決済手段」という概念が新設されました（改正後資金決済法2条5項各号）。具体的な内容は、以下のとおりです（以下、説明の便宜上、同項各号に定める電子決済手段を、「1号電子決済手段」、「2号電子決済手段」、「3号電子決済手段」、「4号電子決済手段」といいます。）。

(1) 1号電子決済手段

1号電子決済手段の定義を分析すると、以下のとおり整理されるものと考えられます。

- ① 物品等の購入、役務提供等の代価の弁済のために、不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入・売却できること
- ② 電子機器その他の物に電子的方法により記録されていること
- ③ 通貨建資産であること
- ④ 有価証券、電子記録債権、前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流動性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）に該当しないこと
- ⑤ 電子情報処理組織を用いて移転できること
- ⑥ 特定信託受益権（3号電子決済手段）に該当しないこと

上記のうち、①、②、⑤は、暗号資産（改正後資金決済法2条14項）の定義規定と同じ文言が使用されています。

③に関連し、法定通貨の価値と連動した価格で発行、償還がされるステーブルコインではなく、たとえば、アルゴリズムを用いて価値の安定を試みるステーブルコインについては、基本的に、「通貨建資産」には該当せず、暗号資産又は金融商品取引法上の有価証券に該当し得るとの整理がされています⁵。

また、④のとおり、有価証券、電子記録債権、前払式支払手段については、原則として、電子決済手段には含まれない

こととされています。他方、本報告書では、「前払式支払手段のうち、パーミッションレス型の分散台帳で不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できるもの」については、電子決済手段に該当しうるとの指摘もなされており⁶、内閣府令がどのように定められるのか、引き続き注視していくことが必要と考えられます。

(2) 2号電子決済手段

2号電子決済手段は、不特定の者を相手方として、1号電子決済手段と相互に交換することができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものと定義されています。このような規律の仕方は、暗号資産と同様ということが出来ます。

(3) 3号電子決済手段

3号電子決済手段に該当する「特定信託受益権」（改正後資金決済法2条9項）は、本報告書において示された本仕組みのうち、信託受益権を用いた仕組みに相当するものです。

なお、信託受益権は、通常、金融商品取引法上の有価証券に該当しますが、本改正案では、一定の要件を満たした特定信託受益権は、有価証券から除外する旨の規律がなされています（改正後金融商品取引法2条2項柱書、同項1号）。

(4) 4号電子決済手段

4号電子決済手段は、上記1号から3号電子決済手段に準ずるものとして内閣府令で定めるものと定義されており、今後、内閣府令の内容を確認していく必要があります。

3 発行者に対する規制

上記で述べた利用者の償還請求権の保護の要請を満たす仕組みを踏まえ、本改正案では、銀行、資金移動業者のほか、一定の要件を満たす信託会社が、電子決済手段を発行できることとなります（改正後資金決済法37条の2第1項、3項、同36条の2第4項）。

なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の認可に基づいて信託業を行う信託銀行等は、電子決済手段に係る発行主体から除外されている点には、注意が必要です（改正後資金決済法2条26項、27項、37条の2第1項）。

4 仲介者に対する規制

また、仲介者に対する規律として、「電子決済手段等取引業者」（改正後資金決済法2条10項）、「電子決済等取扱業」（改正後銀行法2条17項）が創設されました。

(1) 電子決済手段等取引業

ア 電子決済手段等取引業の対象行為

改正後資金決済法において、以下の行為が、電子決済手段等取引業の規制対象とされています（改正後資金決済法 2 条 10 項）。

- ① 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換
- ② ①の行為の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 他人のために電子決済手段の管理をすること（その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）
- ④ 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者（当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。）との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること
- ⑤ 当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること
- ⑥ 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務の額に係る債権の額を増加させること

上記①～③は、暗号資産交換業（改正後資金決済法 2 条 15 項）の定義に類似するものですが、上記④は、本仕組みのうち、「未達債務を用いた仕組み」及び「信託受益権を用いた仕組み」に相当するものと考えられます。

イ 電子決済手段等取引業に係る業規制

電子決済手段等取引業は、登録制が採用されています（改正資金決済法 62 条の 3）。また、電子決済手段等取引業の行為規制として、名義貸しの禁止、情報の安全管理措置、委託先管理措置、利用者保護措置、金銭等の預託の原則禁止、電子決済手段の分別管理、発行者等との契約締結義務、金融 ADR 措置、金融商品取引法の準用等の規律が定められています（改正後資金決済法 62 条の 9 ～ 24）。

(2) 電子決済等取扱業

ア 電子決済等取扱業の対象行為

また、本仕組みのうち「預金を用いた仕組み」を前提に、銀行法の改正案において、「電子決済等取扱業」が創設されました。電子決済等取扱業の対象となる行為は、以下のとおりです（改正後銀行法 2 条 17 項）

- ① 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げるいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（預金債権）の額を増加させ、又は減少させること
- ② 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当

する預金債権の額を減少させること

- ③ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること
- ④ ①に掲げる行為に関して、①の銀行（委託銀行）のために預金の受入を内容とする契約の締結の媒介を行うこと

イ 電子決済等取扱業の業規制

電子決済等取扱業も、電子決済手段等取引業と同様、登録制とされています（改正後銀行法 52 条の 60 の 3）。また、電子決済等取扱業においても、発行者等との契約締結義務を含め、各種の行為規制が定められています（改正後銀行法 52 条の 60 の 9 ～ 24）。

(3) AML/CFT に係る規律

また、本改正案において、電子決済手段等取引業者及び電子決済等取扱業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）における特定事業者と定められました（改正後犯収法 2 条 2 項 31 の 2、31 の 3）。これにより、電子決済手段等取引業者及び電子決済等取扱業者は、取引時確認や疑わしい取引の届出等の履行義務を負うこととなります。

(注)

- 1 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf
- 2 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>
- 3 本報告書 23、24 頁参照。
- 4 本報告書脚注 77 参照。
- 5 本報告書 17 頁以下参照。
- 6 本報告書脚注 70 参照。

第9回 担保の目的である財産に係る費用の負担 / 倒産法上の否認 / 倒産法上の担保権消滅許可制度の適用

弁護士 小関 伸吾



弁護士 高橋 誉幸



1 担保の目的である財産に係る費用の負担について

(1) 問題の所在

設定者について倒産手続が開始される前においては、設定者が担保権の目的財産を使用収益し得る以上、設定者が担保の目的財産に関して生じた費用を負担すべきです。

しかし、倒産手続の開始後においては、担保の目的財産について生じた費用が倒産財団から支出され、担保の目的財産の価値が維持ないし増大されて担保権者の債権の弁済に充てられると、倒産財団（一般債権者）の負担において担保権者が利益を得るとの結果になる場合があります。

そこで、倒産財団（一般債権者）が不当に損害を被らないようにするために、担保権の目的財産に係る費用を担保権者に負担させるべき場合があるかどうかが問題となります。

なお、「費用」としては、①既存の担保目的財産の維持・管理費用（機械のメンテナンス・修理費用、動物の餌代、動産の保管費用、債権の時効消滅を避けるための費用等）、②新たな担保目的財産を生み出すための費用（集合動産を構成する個別動産の取得・生産に要した代金、集合債権を構成する個別債権を発生させるために売却した商品の仕入れ費用等）が考えられます。

(2) 既存の担保目的財産の維持・管理費用の取扱い

部会の事務局から、設定者が担保権の目的財産の使用・収益権限を喪失する時点の前後で、費用の負担者を区分する、との考え方が提案されました。この考え方によると、①設定者が使用・収益権限を有する間の費用については、設定者が目的財産の使用・収益による利益を得ていることから、設定者が負担し、②設定者が使用・収益権限を喪失した後の費用については、担保権者が負担することになります。

また、集合動産の場合、担保権者の実行通知により、設定者は、集合物を構成する動産の処分権を失いますが、使用収益権限が依然として設定者に帰属するということもあり得ます。例えば、店舗内の什器備品一切が担保権の目的となっ

ている事案において、担保権者が実行開始通知をして設定者の処分権限が失われたが、その後も店舗の営業が継続し、実行の終了時まで、設定者が什器備品を使用収益するという場合です。この場合、部会の事務局が提案した考え方によると、当該動産の維持・管理費用については、実行の終了時までには設定者が負担し、実行の終了後は担保権者が負担すべきこととなります。

(3) 新たな担保目的財産を生み出すための費用の取扱い

部会の事務局から、担保目的財産が流動性を喪失する時点（動産：設定者が処分権限を喪失した段階、債権：設定者が債権の取立権限を喪失した段階）の前後で、費用の負担者を区分するとの考え方が提案されました。この考え方によると、①担保目的財産が流動性を有する間の費用については、設定者が目的財産を構成する動産の処分や債権の取立てによって利益を得ているため、設定者が負担し、②担保目的財産が流動性を喪失した後の費用については、担保権者が負担することになります。

また、部会の事務局から、集合債権が担保目的とされた場合には、債権の取立てを行った者が、当該債権の発生費用を負担すべきであるとの考え方が提案されました。この考え方によると、同一の設定行為によって担保目的とされた複数債権のうち、A債権については、担保権者が、取立権限の授与を解除することによって設定者の取立権限を喪失させたうえで、自らが回収し、B債権については、設定者の取立権限を継続させ、設定者に回収をさせたという場合、A債権の発生費用は担保権者が負担し、B債権の発生費用は設定者が負担することになります。

(4) 部会における議論の状況

事務局が提案した考え方に対し、委員・幹事からは、現行法下での解釈・実務との整合性や、抵当権及びその他の担保権に波及する影響について検証する必要がある等の意見が出て、継続審議されることになりました。今後の議論の行方が注目されます。

2 倒産法上の否認について

(1) 問題の所在

集合動産譲渡担保の設定者が、支払不能になった後や倒産手続開始申立て後に、集合物にその構成部分となる動産を加入させた場合、担保権者は、継続的に新たな動産が担保権の目的財産の範囲に加入することを期待して担保価値を評価したうえで、設定契約をしており、この合理的期待を保護する必要があります。他方で、設定者が担保権者を利する等の目的で、あえて合理的な事業遂行の範囲を超えて担保権の目的財産を追加した場合等には、一般債権者が害されるため、当該行為を倒産法上の否認（法律行為等の効力を事後的に否定する法制度）の対象とする必要があります。

そこで、集合動産や集合債権を目的とする担保権について新たに規定を設けるにあたり、集合財産に個別財産を加入させる行為のうち、どのようなものが否認の対象になるかを検討する必要があります。

(2) 否認の要件

部会の事務局からは、担保目的である集合財産に個別財産を加入させる行為を否認する場合の要件について、以下の3通りの考え方が提案されました。

ア 客観的な取引の異常性を要件とする考え方

「通常の営業の範囲を超える」場合や「担保権の目的の構成について通常の過程で生じ得る変動の範囲を超える」場合に、否認の成立を認める考え方です。

イ 設定者の目的を要件とする考え方

「専ら担保権者に債権を回収させる目的で動産を担保権の目的の範囲に加入させた」ことを要件として、否認の成立を認める考え方です。

ウ 通謀加害意図を要件とする考え方

設定者と担保権者が通謀し、他の債権者を害する意図を持っていたことを要件として、否認の成立を認める考え方です。

なお、上記アからウとは別途に、危機時期の最初の時点に比べて担保の目的財産全体が増加している場合に限り否認の成立を認めるべきかどうかとも問題となります。例えば、危機時期の最初の時点で100万円分の在庫があり、その後、30万円分の動産が集合物に加入したが、50万円分の在庫が流出したため、現在は80万円分となったという場合には、上記アないしウの要件を満たす場合であっても、有害性又は不当性がないとして、否認の成立を否定すべきかどうかです。

この点、部会の事務局からは、新たな個別財産の加入行為が否認の対象となるかどうか、担保権の目的財産からの流出の有無という事後的な事情によって左右されるのは妥当でないという、当該加入行為によって担保権の目的財産が増加し、一般債権者の引当てが減少していることに変わりはないとし

て、担保権の目的財産の価格が全体として増加しているかどうかにかかわらず、当該加入行為を否認の対象とすべきである、との考え方が提案されました。

(3) 部会における議論の状況

事務局が提案した考え方に対し、委員・幹事からは、危機時期以降における担保権の目的財産の不当な追加行為について、対処を可能とする規定を新設すべきであるとの点については、特に異論はありませんでした。

また、上記(2)ウの考え方については、否認できる範囲が狭くなり過ぎる等として、これを支持する意見は出ませんでした。そのため、上記(2)アとイのどちらの考え方を採用すべきかについて議論され、危機時期の最初の時点に比べて担保の目的財産全体が増加している場合に限り否認の成立を認めるべきかどうかともあわせて議論されました。

上記(2)アの考え方を支持する論者からは、①危機時機以降に、設定者の過誤によって担保権の目的財産が追加された場合、担保権者には当該商品について担保権が及ぶことの合理的期待はないから、設定者が当該商品を担保権の目的へ加入した行為は、通常の営業の範囲を超えるものとして、否認の対象とすべきであるが、上記(2)イの考え方では、当該行為を否認の対象とすることができず、適切ではない、②上記(2)イの考え方によると、大量の在庫流出があったときに、担保権者が設定者に対し、これを通常の営業時の状態に戻すように求め、危機時機以降に、設定者がこれに応じた場合にも、設定者には、専ら担保権者に債権を回収させる目的があったとして、否認が成立しかねないが、そのような結論は不当である、等の指摘がありました。

これに対し、上記(2)イの考え方を支持する論者からは、①危機時機以降に、設定者の過誤によって担保権の目的財産が追加されるような事案は、実際の実務の場面では、ほとんど起こり得ない、②平時では通常の営業の範囲内と言える行為であっても、危機時機に行うものとしては通常ではない行為については、否認の対象とすべきであるが、上記(2)アの考え方では、このような行為であっても、通常の営業の範囲内であるとして、否認の対象から除外されかねず、不当である、等の指摘がありました。

結局、この点に関しては結論が出ず、継続審議されることになりました。今後の議論の行方が注目されます。

3 破産法／民事再生法／会社更生法の担保権消滅許可制度の適用

新たな規定に係る担保権について、破産法や民事再生法、会社更生法（以下、これらを総称して単に「三法」といいます。）における担保権消滅許可制度（以下、単に「許可制度」といいます。）の適用対象とすることの可否が議論されました。

まず、現行法上、三法いずれにおいても、所有権留保や譲

渡担保等の非典型担保も許可制度の適用対象となると解釈されていることもあり、新たな規定に係る担保権を許可制度の適用対象とすること自体に異論は出ませんでした。

次に、新たな規定に係る担保権を破産法上の許可制度の対象とすることに關連して、担保権消滅許可（以下、単に「消滅許可」といいます。）の申立てに対する対抗手段として、担保権者が「担保権の実行の申立て」として担保権を私的実行することを認めるか否かが議論されました。現在、破産法では、破産管財人による消滅許可の申立てに対する対抗手段として、担保権者による競売の申立てと買受けの申し出が認められています。いずれも金額面でのハードルがあり、それらの対抗手段を取ることができない場合もあります。そして、そのような場面も考慮して、破産管財人と担保権者による任意売却の合意及び売却金の財団組み入れが行われています。そうした実務運用が確立しているにもかかわらず、対抗手段としての私的実行を常に認めることとなれば、担保権者が破産管財人と任意売却の合意を行う必要がなくなり、破産管財人が破産財団の増殖を図ることができなくなります。

法制審では、平時における私的実行が認められる以上、許

可制度との関係でも私的実行を対抗手段として認めるべきである（それによって許可制度の利便性、ひいては破産管財人による財団組入れのインセンティブが下がるのはやむを得ない）という考え方を採用するとしても、私的実行は裁判所が関与せず時間管理も行われなため、その期限を設けるなど、何らかの条件を付加する必要があるのではないかと意見があり、引き続き検討されることとなりました。

また、破産法とは異なり、法律上、担保権の実行の申立てが消滅許可の申立てに対する対抗手段とされていない民事再生法・会社更生法についても、担保権実行手続中止命令（禁止命令）に関する規律が新たな規定に係る担保権について整備されることにより、許可制度の活用余地が拡大する可能性があるため、許可制度を設けることが良いのではないかと考え方が示されました。

このほか、民事再生法・会社更生法の下で、新たな規定に係る担保権に関する消滅制度を認めた場合に、消滅する担保権の価額をどのように評価するかも議論されましたが、この点についても特定の結論は出されず、引き続き検討されることとなりました。

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」について

当事務所の中井康之弁護士が委員を務める「中小企業の事業再生等に関する研究会」（以下「本研究会」といいます。）は、2021年6月に公表された「成長戦略実行計画」を受け、中小企業の事業再生等に関するガイドライン策定に向けた検討を進めてきましたが、2022年3月4日、検討の結果として「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を公表しました¹。

本ガイドラインは、中小企業者の「平時」や「有事」の各段階において、中小企業者・金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化し、事業再生等に関する基本的な考え方を示すとともに、より迅速に中小企業者が事業再生等に取り組めるよう、新たな準則型私的整理手続である「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」を定めています。

本年4月1日には、本ガイドラインに基づく債務免除等に関する国税の取扱いに関する本研究会の照会に対する国税庁の文書回答結果が明らかにされ²、本研究会は、かかる回答結果を踏まえ、4月1日に公表していた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&Aを4月8日付けで改訂しています³。

本ガイドラインの公表に関しては、中井康之弁護士が季刊「事業再生と債権管理」2022年4月5日号（春号・176号）に寄せた巻頭言『「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が目指すもの』もご覧いただけますと幸いです。



季刊 事業再生と債権管理
2022年4月5日号（春号・176号）
金融財政事情研究会

（注）

- <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n030401/>
- <https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/220311/index.htm>
- <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n040101/>

近時の実務話題 & 裁判例レビュー



弁護士 大川 治

■最二小判令和4年3月18日

使用者が誠実に団体交渉に応ずべき義務に違反する不当労働行為をした場合には、当該団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときであっても、労働委員会は、使用者に対して誠実に団体交渉に応ずべき旨を命ずることを内容とする救済命令を発することができる

いわゆる誠実団交義務に関する興味深い最高裁判決が出されました。

被上告人（使用者）は国立大学を設置する国立大学法人です。

被上告人は、人事院勧告に従い国家公務員の給与制度が改正されることとなったことになり、給与制度見直し（条件引き下げ）のために同大学の職員組合に団体交渉を申し入れました。団体交渉では組合の同意を得られなかったものの、被上告人は給与制度の見直しを実施しました。

これを受けて組合が不当労働行為の救済申立をしたところ、山形県労働委員会は、被上告人の交渉態度は労働組合法7条2号の不当労働行為（使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。）に該当するとして救済命令を発しました。

これを不服として、被上告人が山形県を被告として救済命令の取り消しを求めたのが本件訴訟です。職員組合は補助参加人として訴訟に参加しています。

原審の仙台高裁は、国立大学法人である被上告人の経費の3割が国からの運営費交付金に依存していること等に鑑み、本件の交渉事項についてあらためて被上告人と組合が団体交渉をしても組合にとって有意な合意を成立させることは事実上不可能であったことから、労働委員会がさらなる団体交渉を命じたことは裁量権を逸脱するとしてしました。

しかし、最高裁は次のように述べ、団体交渉を命ずることは裁量権を逸脱しないとして原審を覆しました（下線部は筆者が付しています）。

「使用者が誠実交渉義務に違反している場合に、これに対して誠実に団体交渉に応ずべき旨を命ずることを内容とする救済命令（以下「誠実交渉命令」という。）を発することは、一般に、労働委員会の裁量権の行使として、救済命令制度の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたるものではないというべきである。

ところで、団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないと認められる場合には、誠実交渉命令を発しても、労働組合が労働条件等の獲得の機会を現実に戻すことは期待できないものともいえる。しかしながら、このような場合であっても、使用者が労働組合に対する誠実交渉義務を尽くしていないときは、その後誠実に団体交渉に応ずるに至れば、労働組合は当該団体交渉に関して使用者から十分な説明や資料の提示を受けることができるようになるとともに、組合活動一般についても労働組合の交渉力の回復や労使間のコミュニケーションの正常化が図られるから、誠実交渉命令を発することは、不当労働行為によって発生した侵害状態を除去、是正し、正常な集团的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図ることに資するものというべきである。 そうすると、合意の成立する見込みがないことをもって、誠実交渉命令を発することが直ちに救済命令制度の本来の趣旨、目的に由来する限界を逸脱するということはできない。

また、上記のような場合であっても、使用者が誠実に団体交渉に応ずること自体は可能であることが明らかであるから、誠実交渉命令が事実上又は法律上実現可能性のない事項を命ずるものであるとはいえないし、上記のような侵害状態がある以上、救済の必要性がないということもできない。

以上によれば、使用者が誠実交渉義務に違反する不当労働行為をした場合には、当該団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときであっても、労働委員会は、誠実交渉命令を発することができるかと解するのが相当である。」

原審は、(何をもって有意というのかも議論が生じる点ですが) 組合にとって有意な合意を成立させることが事実上不可能である場合、労働委員会がさらなる団体交渉を命じたこと

は裁量権を逸脱するとししました。団体交渉の「目的を達成するための手段」としての側面を重視して、組合にとって有意な合意の成立余地がないような団体交渉を命じても実益がないという整理のよとの判断と思われれます。

一方最高裁は、仮に結果が変わらないとしても、誠実に団体交渉が実施されること自体に意義を認めたものと評価できます。具体的な「実益」としては、判決文中下線部のとおり、使用者から十分な説明や資料の提示を受けることができることや労働組合の交渉力の回復・労使間のコミュニケーションの正常化が挙げられています。本判決は、労働組合法上の使用者の誠実団体交渉義務が何のために定められているのかの理解に資する重要な判例と言えるでしょう。

中国商標制度に関する無料ウェビナーのお知らせ

現在中国人民大学ロースクールに留学中の王宣麟弁護士が、香港和僑会主催の無料ウェビナーでメインスピーカーとして登壇することになりました。ウェビナーのテーマは「中国で勝手に自分の名前が商標登録されたらどうする？」です。昨年11月、本人と無関係の中国企業が、中国国内で「小室圭」という称呼で商標登録を行ったことが話題になりました。これを具体例として挙げながら中国商標法の基礎、同事案が発生した際の対抗措置や予防法について日本制度と比較しながら話をさせていただく予定です。また、別の登壇者からは香港制度との比較についても紹介があります。

すでに中国に進出している企業、個人だけでなく、これから進出する可能性がある方にも有益な内容となっておりますので、ご興味のある方は、是非下記 URL からご登録・ご視聴ください。

メインスピーカー	王 宣麟 弁護士
実施日時	2022年4月24日(日) 15時00分～16時30分(日本時間)
ウェビナー URL	https://www.wa-kyo.org/events/4tsuki24nichi-bi-kaisai-onraintokubetsukoenkai-chugokudekattenijibunnonamaegashohyotorokusaretaradosuru-1

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456 (大阪) 03-6272-6847 (東京)
メール：newsletter@dojima.gr.jp
WEB：www.dojima.gr.jp